

## 裁判員経験者意見交換会議事概要

### 1 司会者による意見交換会の進行方法の説明

**司会者：**それでは、これから意見交換会を始めたいと思います。私は、今回の進行役を務める大阪地裁の中川博之と申します。どうぞよろしく願いいたします。

裁判員制度が始まって2年半余りが経過して、大阪地裁でも既にたくさんの裁判員事件の審理、判決が行われ、多くの方に裁判員として参加していただいております。本日は、大阪地裁では3回目ですが、裁判員を経験された方にお集まりいただきまして、意見を拝聴したいということであります。

裁判員の方にはアンケートとか、いろいろな形で我々裁判官は意見をちょうだいして、それを運用改善に役立てていこうということに取り組んでいるところです。ですが、しばらく時間が経過したこの時点で、ご担当の事件を振り返っていただいて、どのような感想をお持ちになっているかというようなことを改めてお伺いしたいということでお集まりいただきました。貴重な御意見を伺って、裁判員裁判の運用改善に役立てていきたいと思っております。

法曹三者からも一人ずつ参加していただいておりますので、その方々をまず御紹介します。検察庁からは川西薫検事、弁護士会からは小田幸児弁護士、裁判所からは樋口裕晃判事です（それぞれ挨拶を行った。）。

裁判員経験者の方から御質問等がありましたら、法曹三者の方でお答えいただくというようなことがありますし、また、法曹三者の方から裁判員経験者の皆様に御質問があれば、していただければと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

### 2 裁判員経験者による概括的な感想

**司会者**：まず初めに、裁判員を御経験いただいた全般的な感想をお伺いしたいと思います。当初の裁判所や裁判員裁判に対するイメージや、実際に経験されてそれがどう変わったか、あるいはその他のことでも結構です。

**裁判員経験者 1**：過去に傍聴席に行くことすら一度もなかったのですが、今回、裁判員をさせていただいて、当たり前のことなんですけども、やはり言葉の重みというか、言動の責任、重要性というのを一番感じました。つまり、いろいろな会話が多いことや、裁判の中で私たちが被告人などに質問をする内容として、個人のプライバシーや人権の問題があるので、今まではストレートにしゃべることが多かったのですが、言葉遣いの選び方の差というものを非常に感じました。

それと、裁判員として10日ぐらい出席させていただいて、やはり一番最後の判決のときは、内容は別にして、判決が下りるっていう瞬間は当然初めての経験ですので、多分、一生忘れないんじゃないかなと思いました。

**裁判員経験者 2**：私も新聞などで読んで、裁判員裁判というものが始まっていることは知っていたんですけども、自分がやるとは夢にも思っておりませんでした。裁判員裁判というのは一般の人の意見を司法関係の方が聞いていただくという、方向性というのは非常に立派なことをしてるなということを感じていたんですけども、ただ、出席する人たちがなかなか都合が付きにくいのをどこまで分かっていたらいいんだろうかと。実際、取りあえず名簿に載りましたよ、ただし当たるかどうか分かりませんよ。それから、当たるかどうか分からないけれども集まってくださいねという感じで選ぶのに時間がかかりすぎというか、非常に宙ぶらりんの期間が長いんですよ。それで、その間に実際に仕事についての調整なんかをしなければいけませんでした。会社としては、公務の公休として扱いますという規則をちゃんと作ってくれてたんで助かったんですけども、実際、職場のほうの調整というのがなかなか大変でした。自分が休む間、代わりにお願いする人、それから、その間できないことをどんなふうにとどめておく

かというような。実際、私以外にも、現場でお仕事をされてる方が、決まった期間、体を拘束されるということが、大変、負担と言ったら言葉が悪いんですけども、難しい人も大勢いると思いますので、それがどこまで公務員の方に分かっていただけでるんだらうかと、ちょっと疑問に思いました。

**裁判員経験者 3**：私も報道等で、裁判員制度というものがあるということは存じ上げていたんですけども、実際に自分が、まさかこんなに早くなるとは思わなかったので、ずっと他人事のように考えておりました。選ばれたとき、非常に驚きましたし、周りの方にも非常に珍しがられまして、いろいろ聞かれました。

内容につきましては、私の場合は殺人未遂事件でしたので、被告人の方も、それから被害者の方も、一つ同じ法廷の中で向き合うというか、その中で私たちが間に立って審理をするという形になりました。これほどまでに、被害者の方もそうですし、被告人の方もそうですけども、全くそれまで自分と関わりがなかった他の方の人生、生い立ちから人柄、それから犯行に及ぶときのお互いの心理状態まで、これほどまで深く考えたことはありませんでした。ですので、裁判の審理を通じて、優しさというか、思いやりというか、あとは、今後自分がそのような状況に置かれたらこういうふうに対処したらいいんだとか、非常に参考になることも多かったと思います。

私がこれまで4日間で審理をしてきたことを職場の方や家族方にお話しをすることで、皆さんの裁判員への関心や理解も深まりました。何と言っても一番思ったのが、事件を起こした方も被害に遭われた方も民間人というか、我々と同じような境遇にあって生活されてる方でしたので、我々民間人が裁判員として参加することで、より妥当な審理ができるなという気はいたしました。

**裁判員経験者 4**：平成22年11月に、平成23年における大阪地方裁判所

裁判員候補者名簿に私の名前が記載されたと書面が参りました。なぜ自分にと驚きの声を発するとともに、まず、裁判員という大役が務められるものかと、送られてきた書面を見つつ、自問自答の期間がしばらく続きました。家内以外には、名簿に記載されたことを口にせず、平成23年も後半に入り、新聞、テレビ等でも裁判員裁判に関する報道は意外と少なかったと思います。

書面が送られてきた当初は、インターネット等で配信されている判例を見てみましたが、その後、時がたつにつれ、その意識が失われていくというのは自分にあったと思います。

私が裁判員を経験し、さまざまな事件がなぜ起こるか、その過程を詳細に知り、事件のない明るい社会づくりというのを、私が今入ってるボランティアを通じ、社会貢献をしていくのが自分の使命だと思っております。

**裁判員経験者5**：今年、裁判員を務めさせていただきました。初めてのことで、専門用語も何も知っておりませんでしたので、不安が一杯で参加させていただきました。審理では全く最初の出会いで入りましたが、被告人の生い立ちのことを聞いておまして、やはり子供の教育というものはちゃんとしないと、本人もかわいそうだなと感じました。

それから、全体的な評議は、いろいろとお話しは十分にさせていただいて、裁判とはこういうものかとそこで分かりました。判決も、私は何年ぐらいって言いましたけれども、それも、被告人がちゃんと更生して出て行ってほしいなという思いで判決をさせていただきました。

今振り返ってみまして、時々、あの人はどういうふうになっているのか、今ちゃんと更生していただいているのかとか、裁判員の仕事はこれからどうなっていくんだろうっていうようなことを最近この交換会に出るということで考えております。

**裁判員経験者6**：裁判所に来るのが初めてで、選考に選ばれたという通知が届いたときからずっと緊張していました。私事ですが子供がおります。裁

判員を断れる理由というのが、妊婦さんか、産後8週間って出てたと思うんですけれども、私の子供は1歳なので、親に預けました。とても大変でした、初めて預けたので。例えば8週間という、まだおっぱいもあげなければいけない時期だと思います。なので、もうちょっと基準を緩くしていただければいいかなと。保育園に預けれるのも、だいたい6か月からです。そこを分かっていたいただければうれしいかなと思います。

**司会者**：質問手続のときには、そういうことはおっしゃられなかったんですか。

**裁判員経験者6**：私、裁判員をやってみたかったので。

**裁判員経験者7**：私の場合は非常に能天気といいますか、まず、選ばれましたという通知が来て、ああ、選ばれたんやという感じで、それで1年間過ぎて、何もなかったと。それで全く忘れていたんですけれど、7月頃ですかね、郵便物が来まして、何やこれって感じで開けてみますと、裁判員等選任手続期日のお知らせなどでした。断る理由もなく、好奇心も結構強いんで、決められた日時に行きますと、またそこに28名ぐらいの方がいらっしゃいました。そこから補充裁判員も入れて8名を選ぶので、これは絶対当たらへんやろうと思ってたんですけれども、物の見事に当たりました。

さあ、そこからですね、長いことスイッチが入ったというか、人を裁くなんてことが果たしてできるのかと。で、裁判官のこんな事件ですよという話を聞いてるんですけど、頭に全然入ってこないんです。それで冒頭陳述から始まりまして、そこも全然ちんぷんかんぷん。大体の経緯は分かりましたけど、やっとかさ分かってきたのは2日、3日ですね。そこになってくると、もう皆さんともお話ができるようになってきて、議論という形になってきます。私も久しぶりに頭の芯がずしっと重たくなるほど考えましたし、それで結論は出たわけなんですけれども、私みたいな者がどうなんだろうなというのが正直な気持ちですね。良い経験はさせてもらいましたけれど。今日こういうふうに皆さんの意見交換ということなので、どうい

うことを言われるのかなと思って、これもまた好奇心で一杯で参りました。

**裁判員経験者 8**：私も、裁判員の封書が来てから翌年の8月まで何もなかったもので、もう選ばれることはないんだろうなと思っていました。そしたら封書が1日遅れで2通来たんですね。9月の3日間の分と10月の4日間の分が。その中に、最初の分を裁判員になったら、後の分については、最初の分が優先されますとは書いてあったんですけど、どういう選び方で2通も来たのかと思って、びっくりしました。

取りあえず3日間の裁判員をさせていただいて、被告人さんに質問したときなんですけど、それまでの感情があったんでしょうが、被告人の方が泣かれたんですね。私自身、もうびっくりしまして、ええっ、言うてはいけないことを言ったのかなとか思って、それはもう今もずっと引っ掛かっています。そんなに強いことを言った覚えはないんですけど、やっぱり目の前で泣かれてしまうと、すごい残るんですね。やはり1番の方がおっしゃったように、言葉の重みをすごく痛感しました。ふだんは何気なく、いろんな話でもしてはいますが、言葉を慎重に選んでしゃべらないといけないという経験をしました。

それと、私は裁判所へ来るのも初めてでしたから、すごいドキドキでしたけど、興味本位といいますか、裁判員はやってみたいという気持ちで参加させてもらいました。

**司会者**：皆様にとって裁判員という経験は良い経験でしたか。

**裁判員経験者 3**：人生経験の上では、やってよかったと思います。ただ、いろいろ審理して、被告人の方に罪を悔いて、しっかりと更生して、また社会にデビューしてほしいという気持ちを込めて、裁判員と裁判官の方皆さんで刑を決めさせていただいたんですけども、それが求刑に対して若干軽かったんです。で、刑を言い渡した直後に被告人の方が左にいる検察官の方に向かって、にやっと笑いかけたということがありました。当然、被害者の方も法廷で見えています。最後の最後にちょっと疑問が残りました。

その笑顔がずっと忘れられずにありまして、やっぱりやらないほうがよかったのかなという気持ちも少しあります。

**司会者**：その意味をどういうふうにするか、なかなか難しいかも分かりませんね。

**裁判員経験者 4**：私は、テレビのドラマなどの印象で裁判所というのは非常に固いものとばかり思っていました。ですが、実際に裁判員として参加したところ、本当に裁判長初め、裁判官の指導、また事務の方がよく配慮していただき、評議する環境もよく整えていただきました。本当にやってよかったと感じております。

### 3 裁判員裁判における各手続段階についての感想及び意見交換

#### (1) 審理について

**司会者**：今回の意見交換会においては、刑事裁判の手順に従って、できれば審理の冒頭陳述から論告弁論までのところについて少し詳しくお伺いしたいと考えております。

まず、冒頭陳述について、検察官と弁護人のスタイルが違っていたと思いますし、初めて接しられて、どういうふうに感じられたでしょうか。分かりやすかったか、あるいは詳し過ぎてよく分からなかったなど。

**裁判員経験者 2**：実際、証拠のスライドなどは非常に分かりやすく、困ることはありませんでした。しかし、示談というものがどう扱われるべきものが私も他の裁判員もちょっと分かりませんでした。示談が進んでいます、それでこういう内容の示談書が出ています、と。それに対して検察の方が被害者の方に聞いたら、こういうふうなお返事がありましたと。その内容がやっぱり食い違いがありまして、知識がなかったもので、それをどういうふうに判断したらいいのかなというのが難しく、非常に困惑しました。

**小田弁護士**：刑事事件では、被告人が被害を与えたことについて、少しでも被害者に謝罪したい場合、反省の意味合いでお金を弁償をすることにより、

示談をする場合があります。

おっしゃる事件の示談書の内容がどこまで分からないですけれども、よくあるのが、もう示談したので、そんなに重い刑は望みませんと書いてあるような示談書です。そうすると、裁判で被害者の方がそういうふうに、そんなに重い刑を望まないというようなことを言ってくださるのであれば、そういう被害者のお気持ちも酌んでいただいて、刑を下げてほしいというような意味合いで示談書を証拠として提出することがよくあるんです。それに対して、検察官としても、どういう状況でそういう示談書を作成したのかというのを確かめるために、被害者の方に、電話とかで聞き取りをしたりすることがあるんです。

**川西検察官：** 検察官としては、弁護人が示談を成立させたという御連絡をいただいたときに、それを疑うわけではないんですが、実際にどういう心境から示談をされたのか考えます。あとは、示談書という書類には、幾らのお金を支払って、あるいは支払う予定で示談をするという中心となる文章が書いてある上に、幾つかの条項が書いてあります。債権債務、つまり損害賠償請求をする権利や義務がないとか。それで、示談書に被害者の方が署名をされたときに、必ずしもその1個1個の条項の内容を深くかみ砕いて理解されていないケースがあり得るわけです。ここはどういう御趣旨で了解されたんですかって1個1個お聞きしていくと、実はちょっと違うと。

例えば、今まで典型的にあったのが、法律家がよく使う言葉で、許してあげるという意味の「宥恕」という言葉がありました。ところが、これは一般的には余り知られていない言葉で、弁護人が説明しているのですが耳に入っていなかったりして、意味も分からず、「宥恕」という言葉の書いてある示談書に署名をしてしまわれるケースがあります。で、本心を聞いてみると、許してあげるということよりも、自分が被害に遭ったのだから、その損害について弁償を受けるのは当然だという気持ちしかなかったですよというふうに、その示談書に書いてあることの中身が違ったりす

るケースがあります。

その場合に、検察官としては、軽々しく、許してあげるという内容が明記された示談書だけを出してしまうと、適正な処罰が求められないんじゃないかということで、電話聞き取りをしたり報告書にしたり、あるいは供述調書という形にします。そういう証拠を、被害者の示談に至った心境をより詳しく裁判所に伝えておきたいという気持ちがあって、裁判所に提出することがあります。

今回、裁判員の方がもし混乱を来したのだとすれば、なぜその中身が対立してしまっているのかということをもう少し詳しく検察官のほうで聞き取って、そこを説明する報告書なりを作っておくという方法もあったのかも知れません。今後、気を付けようと思います。

**樋口裁判官**：示談はなかなか難しいですね。被害者の心境も、示談したときの心境、それから検察官が電話で聞いたときの心境とは、ちょっと揺れ動いたりします。示談が終わったからといって、それですっきりしているかという、実はそうではなくて、やはり引きずって、いろんな思いを持ちながら日々生活をしている場合があります。それも同じ被害者の気持ちなのかなと思うんですけど、どういうふうに全体として評価をして、どの程度刑の重さに影響を及ぼすのかということをごさんと一緒に相談しながら、考えながらやっていくことになると思います。

**司会者**：最初質問させていただいたところにまた戻りたいと思うんですが、検察官と弁護士とで冒頭陳述のスタイル、あるいは論告、弁論のスタイルは違うんですけども、この辺は何か御感想はございますか。特に違和感はなかったでしょうか。

**裁判員経験者 4**：私の担当した裁判員裁判では、弁護士が、今回の被告については何年の刑を求めますということと言われて、また書かれてあったわけです。本来、弁護士さんというのは全面的に無罪を主張するのが使命ではないかと思っていたんですけども、そうではないんでしょうか。

**司会者**：自分が犯人でないと争っている事件では当然、無罪を主張されます。でも、やりましたということを認めてる事件も多いものです。そういう事件は、法廷で、むしろ認めた上で、反省してるということを立証して、そこを裁判官、裁判員の方に酌んでほしいというふうな立証活動をされますから、全て無罪を争うということではないのです。

**裁判員経験者 4**：そこが当初、理解ができなくて、被告人のいろいろな状況とか聞いていますと、やはり無罪に持っていくのが本来かなというイメージがありました。

**司会者**：弁論のほうに話が行ってしまいますけれども、弁護人からどのぐらいの刑が相当だということを言われたようなケースを他の方は経験されていますか。どんな印象を持たれましたか。自分の頭の中が分かりやすくなったとか

**裁判員経験者 6**：参考になったっていうのはおかしいかもしれませんが、分かりやすかったです。やっぱり今までこういうことをしたことがなかったんで、新聞やニュースで事件を見ると、この事件に限らず、被害者感情に、どうしても重たく考えがちなんですけれども、被告人にもそれなりの人生があったわけで、年数は違えど、参考にはなりました。

**司会者**：弁護人の言っているのは軽過ぎて話にならないとか、そんな感じはないですか。

**裁判員経験者 6**：それはちょっと。

**司会者**：弁護人の立場からすれば、こういう意見もあると。

**裁判員経験者 6**：そうですね。

**裁判員経験者 1**：検察側から出された冒頭の説明は非常に分かりやすい。そのとき、ある程度、人間関係が非常に複雑な事件でありましたので、検察側からの、事件のあらましとか関係者のマップが非常に分かりやすい感じでした。事件の内容について時系列に書かれている検察側からの文書は、弁護士さんと証言との中でいろいろ議論していくわけなんですけども、全

体的に検察側の内容というのは僕は非常に分かりやすかったです。

漫画ではないのですが、そういうマップ的なものを作られるというのは、ちょっと意外でした。これはやっぱり裁判員制度の導入で、分かりやすくしようと、いろいろ作られたのかなという印象を持ちました。

**司会者**：弁護士さんから出されている、文章だけで書かれている書面の評価はどうですか。

**裁判員経験者 1**：これは僕だけじゃなくて他の方もそういう印象を持っておられたみたいですが、弁護士の書面は確かA4で、箇条書きでポイントだけを書いておられて、検事さんからの時系列の書面に必要などころを僕らが選んでポイント的に差し込んでいきました。弁護士さんがまた同じ形式の書面ばかり持ってこられたら、私は、ちょっと混乱したかも分からないです。

それと、裁判中で、次の時間にどういうことをやりますよというのがあらかじめ説明されました。そうすると、次は証人誰その証言などと上部に書かれたメモ用紙を渡されました。弁護士の書面と検察官の書面とそのメモの3つを合わせ持って、そこに証言の内容を、両方の内容と食い違っているところをメモしていくということで、渡されたメモの用紙も非常によかったです。あれがなくて、白紙の状態で書こうとしたら大変な苦勞をするんですけども、非常にスムーズで、チェックしやすいやり方だったと思います。

**裁判員経験者 5**：2日目だったと思うんですけども、検察官が被告人に対してお話しされる時に、ものすごく見下したというか高圧的な問いかけ方をしていました。犯人だったとしても、やはり同じ人間として、被告人はそうでなくても心がこうなっているときに、そこまで見下した言い方をされなくてもいいんじゃないかなと思いました。評議の場でも、その話はちょっと出ておりました。

**川西検察官**：ちょっとやり過ぎだという印象を感じられたわけですね。

**裁判員経験者 5**：はい。

**川西検察官**：はい，承知しました。ちなみに，その事件は，被告人自身は犯行自体を認めている事件だったのでしょうか。

**裁判員経験者 5**：はい。

**川西検察官**：そうでしたか。分かりました。

**司会者**：強盗傷人で起訴されて，傷害の故意が争われ，傷害の故意が否定されて強盗致傷で認定されている事件だと思います。

他の方はいかがですか。

**裁判員経験者 3**：私が出席した公判のときは，被害者参加弁護士の方が被害者の側にいたのですが，被害者の方も出廷されて証言もされました。そこで少し感じたことなんですけれども，被害者参加弁護士さんが，やはり先ほど5番の方がおっしゃったような検察官の態度と同じような形で，非常に高圧的で，被告人を非常に厳しい言葉で問い詰めていました。それがお仕事なんだから，しょうがないですけれども，検察官もおられて，被害者の証言もあるのに，更に被害者参加弁護士が出てきて問い詰めるという，その審理に私は非常に疑問を感じました。

審理を進めるに当たって，そういう心理的な影響が非常に大きく我々に掛かってくると，公正な判決が出せない可能性も公判によってはあるんじゃないかなというふうに感じました。私はこの被害者参加弁護士という制度に対して，今回，とても疑問に思っております。

**司会者**：そういう，検察官なり被害者参加弁護士の活動の仕方が裁判員に対してプレッシャーであったりで，判決にも反映されうるという感想を持たれたと。

**裁判員経験者 3**：そうですね。被告人側の弁護人は一人でしたが，それに対して検察官は二人でした。更に被害者参加弁護士が出てきて，合計3人が被告人にとっては相手になるということで，普通に考えて不利になるのではないかと思っています。

**司会者**：それでは、少しまた違う角度から、証拠書類の取調べについてお尋ねしたいと思います。事件によって分量や内容は様々だと思いますが、実況見分調書、つまり現場の様子が分かるような写真や図面が付いているような書類、それに引き続いて、供述調書、つまり捜査段階で検察官の前でしゃべった内容を読み上げる形での取調べが行われたと思うんですけども、それは聞いていただいて、どういう感想を持たれましたか。

**裁判員経験者 1**：裁判の中では、書類をモニターに映すときがあるのですが、何回か書類をモニターに映さず、検察官と弁護人だけが前に行って、弁護人が被告人本人に見せたりして内容を確認している場面がありました。傍聴人に見せられない書類もあるのかもしれませんが、私たちにはその内容が分からないので、できればすべての書類をモニターに映していただきたいかったです。

**司会者**：証拠書類を一部選んで、モニターに映さないようにしているという印象を持たれたのですか。

**裁判員経験者 1**：はい。

**司会者**：取り調べた証拠は分かりやすかったですか。時間が長過ぎて退屈だったとか。

**裁判員経験者 1**：いや、ずっと両者の話の中で出てくる証拠について、それは別になかったですね。その場で分からなかったり、モニターに映されなかった証拠書類でも、評議室に戻って「さっきのどれや」ともう一度見ることが出来ますし。評議室では証人尋問の証言内容を全部モニターに言葉で出せるので、再度確認できて非常に分かりやすかったです。

**裁判員経験者 4**：私の場合は、弁護人や検察官が何か対話をされた場合は確実にそれをモニターに映していただき、文書に何か間違いがあった場合は確実にその書類の差し替え分が都度配布されました。ですから、自分が、何をしてるのかなというイメージはありませんでした。

**司会者**：証人尋問や被告人質問だと補充の問い掛けができて確かめられるん

ですけど、書類を読み上げられていると、そこが見えないような感じもあるんですが、その辺りについて何か感想はございますか。被害者の調書などで、被害者に直接聞いてみたかったと思われることはなかったでしょうか。

**裁判員経験者 1**：検察官からの被告人質問や証人尋問で、何か質問をして、それで「いや、もうそれは結構です」とぱっと引くことがよくありました。何か裁判官に印象を持たすためのテクニックかもしれませんが裁判員にしてみたら全く意図が分からないんです。そして、何を言おうとしていたんだろうなというのがいつまでも余韻に残るんです。

**司会者**：では、証人尋問、被告人質問の話に移ります。証人尋問や被告人質問のやりとりは分かりやすかったですか。

**裁判員経験者 3**：直接、被告人に質問することもできたし、それから被告人の御家族の方に質問する機会もあったんですけども、幾つか、特に示談書の内容が、どう判断していいか分からないものなので、何とかヒントがないかと思って、こんなことを素人が聞いてもいいんだろうかと思う内容も実は聞いてみたんです。ですが、そういったところまで質問、それから判断をすることが裁判員の中でもできる人とできない人っていうのがすごく差がありそうだったんです。はっきり言って、直接質問することさえ遠慮がちの方、皆さんのおっしゃることを聞いてるだけという方もおられました。だから、そのときどきの裁判員によって、随分、裁判の内容というのは変わってしまうなという感じもはっきりしました。

**司会者**：補充尋問をする前に休憩時間を取って、それで裁判長からどういうことを聞くかについてのやり取りみたいなことはありましたか。

**裁判員経験者 3**：具体的な質問がある方は、大体していいですよとちゃんと教えていただいたのですが、聞く内容については前もって打合せは余り深くはしませんでした。あと、裁判官が、裁判員の方、被告人に何か質問があったらしてくださいというふうによく言われるんですけども、余りこ

れまで接することのなかった事件の被告人に対して、いきなり直接質問できるかという、なかなかしにくい場面があります。それを酌んで、裁判官も評議室で協議していたときに、こういうことを聞いといてくださいということがあったら私に言ってください、私が聞きますからというふうに言ってくださるんです。そのときに、じゃあこれ聞いといてくださいなどというふうにお願いをするんですけれども、その裁判官が被告人に質問をされますね。それに対して被告人は答えますよね。そのことについて、また何か聞きたいなと思ったときに、やっぱり被告人に対してそれを質問するのは抵抗があるということがありまして、ここを何かもう一つ、もう一回休憩を挟むとかしてやっていただいたら、もっと深く被告人のことが知れたのではないかなというふうに感じた面はありました。私たち裁判員のメンバーは共通して、ずっと被告人に対して質問するのは抵抗があるという認識でしたので、被告人に対して質問したことは一度もありませんでした。

**司会者：**そのときのメンバーの個性によって、確かに活発に聞かれるときと余り聞かれないときはありますね。疑問は残さないでくださいということを私なんかは申し上げていて、直接聞けないのであれば、言っていただければ代わりに尋ねますよと。補充裁判員の方の疑問点は裁判官が代わりに聞かないとしょうがないので、そういう意味では、休憩時間を使って補充裁判員の方の疑問点とかを伺っていました。

**裁判員経験者7：**私たちの場合は、評議室に戻っての打合せが非常に活発でした。裁判長のみんなでグーッと行く持っていき方というか方向性がよく示されていて、その意味でも非常にやりやすかったし、そしたらこういう質問しましょうかというのが自然と出てきました。私も質問させてもらっていますからね。皆さん結構質問されてました。その辺も一つのテクニックというか、人間性というか。私が一番、今日来て言いたかったのは、本当に裁判官が親身になって誘導っていうのは言い方悪いんですけど、運

んでいていただいたなど。円滑に結論が出たかなど。議論，反対意見なんかもやっぱり出しやすかったし，非常にそのあたりは良い経験をさせてもらったなと思っています。

**司会者**：8番さんは先ほどみなさんがかなり活発に被告人に質問された話をされたんですけど，6番さんと同じ合議体ですね。

**裁判員経験者8**：そうです。全員が被告人に質問されましたね。裁判長とか裁判員の方と一緒にお昼も食べたりして，それで結構和やかな雰囲気になったので，そういう面もよかったかなと思っています。

**裁判員経験者4**：私たちも審理に入る前に，まずみんなで話し合いました。補充裁判員さんの意見も，裁判官が代理で質問されて，全員が被告人にも質問を行いました。昼も，1日目だけ1人か2人が外の食堂へ行かれた以外は，裁判長を囲んで弁当を食べて，みんなで和気あいあいとして，大変よかったと思います。

**司会者**：公判廷での審理というのは，基本的に検察官，弁護人が立証活動をされるということなんですけども，全体を見ておられて，何か検察官や弁護人に対する注文のようなものはありますか。

**裁判員経験者6**：配られる用紙とかはすごく分かりやすくて，目で追う分にはすごくいい資料となるんですけども，どうしても被告人とか検察官はこういう法廷に慣れてると思うので，言葉が速いんですね。冒頭陳述，論告，弁論のすべてに関して。で，素人が聞くと，やっぱり難しい言葉があって，その単語だけが頭に残ると，次の言葉が入っていかなくなって，えっ，えってなることがあるんですね。そうなる時，もうほとんどメモが頼りになってしまうことがあって，結局，控室に戻ったときにもう一回，話をテープで聞き直すことになりました。もうちょっとゆっくりしゃべっていただけたらうれしいなという印象です。裁判長とかは，やっぱり素人さんとずっと一緒にいるから，すごく言葉がゆっくりで，やさしくて分かりやすいんですね。証人尋問のテンポを含めて，本当に全般的に速くて，

分かりにくいです。

**裁判員経験者 4**：弁護人の尋問時間が25分間だった場合、それなりにうまくまとめているなと思いましたが、確かに言われるように証人尋問のテンポなどは速いです。もう、メモを取ってるうちに次のことを次々に話をされます。メモを取る時間がありません。実際に後でメモを見たら、何を書いているのかなという感じがありました。

**裁判員経験者 3**：確かに、言われてみたら私も今思い出したんですけど、被告人がしょっちゅう検察官に対して、え、すみません、もう一度お願いしますというふうに聞き返しておられたんです。恐らく被告人も、検察官がおっしゃってる内容を100%理解した上で答えているのが常ではないというふうに感じた面はありました。もう少しゆっくり分かりやすく語りかけてあげたほうが、有利か不利かがあるか分からないんですけども、いいかなと思います。

**司会者**：それは声の大きさとは関係なく、速度の問題ですか。

**裁判員経験者 3**：速度の問題です。声はよく通ってましたんで、問題ないと思います。

**裁判員経験者 5**：私の場合は検察官の声が聞き取りにくくて、しかも速かったですね。

**裁判員経験者 4**：あと、検察官も弁護人も非常に若いのでびっくりしました。多分、検察官いうたら怖いおっちゃんが出てくるん違うかなと思ってたんですけども、ええっという若い方が仕事をされていると思い、本当に感心しました。

**司会者**：審理のところで、検察官、弁護士から何か御質問はありますか。

**川西検察官**：早口であるという話があって、我々も確かに裁判官裁判から裁判員裁判に移行する段階で、ゆっくり話をしなければいけないというのは心掛けているんですが、例えば、ふだん生活する中でお聞きになっているテレビやラジオなどで一番耳に入りやすい速度で話していて参考にでき

るような情報源があれば、教えていただけますか。

**裁判員経験者 3**：普通のニュースの解説のアナウンサーは割と分かりやすいですね。ただ、自分に対して何かを質問されているときは、何かの説明を受けてるときとは、少し感じ方が違うと思います。よくドラマで語りかけるシーンがありますよね。ああいう感じのほうがいいんじゃないかなと私は思います。

**小田弁護士**：主尋問とか反対尋問の場合は、質問して答えてもらうのを裁判員の方に聞いてもらって、心証を取ってもらうので、直接語りかけて説明するというのと少し場面が異なります。そのあたりが、弁護士としてもまだまだ技術不足かもしれません。

語りの速さとか分かりやすさにつきましては、弁護士会としても、冒頭陳述や弁論などの主張の場面では意識するのですが、質問する場合には、つつい、証人あるいは被告人との関係だけでテンポを考えてしまうので、速過ぎるとか分かりにくいというのがあるのかなという気がします。そのあたりは弁護士会としても、今からの研修とかでそういう技術を高めていけないかなと思いました。

1点、質問です。先ほど4番さんが、何点か映してないものがあつた、けどそれは評議室に行つて、後、見るこつができたとおつしゃつたんですが、取り調べられた書証に関しては全部、評議室に持つていつて、後では自由に評議のときに見るといつ感じになるんですか。

**裁判員経験者 4**：はい。

**小田弁護士**：分かりました。それと、先ほどは反対尋問というものについて特に御発言はなかつたんですけど、主尋問に比べたら、反対尋問というのは、何のためにこついう尋問をしてるのかなというのが分かりにくい場面はなかつたでしょうか。

**裁判員経験者 3**：反対尋問つて何ですか。

**司会者**：被害者など検察官請求の証人だと検察官がまず聞くのが主尋問です。

あとからもう一方の当事者が聞くのが反対尋問です。検察官の主尋問は多分、ストーリーを追いながら順番に聞いていくということで、流れがあつて分かりやすい。弁護人の反対尋問は、同じことを聞いたら意味がないので、自分が目指すところを獲得するために、あっちを聞いたと思ったらこっちを聞くなどしていくんですよね。この尋問方法の意図がどこまで伝わってるか分かりませんが、それを聞いてどうお感じになったでしょうか。

**裁判員経験者 3**：反対尋問に出てこなかったところというのは、主尋問のとおりでであるというふうに理解したらいいんじゃないかなと思うんですけど。その点、私は特に疑問点はなかったです。本当に正しいのかどうかという疑念があるところを被告人に恐らく尋ねているんだろうと思っております。

**司会者**：たくさんの証人を調べられた1番さんはいかがですか。

**裁判員経験者 1**：僕らが聞いている中では、反対尋問で首をかしげるようなことはなかったです。それは、先ほど述べたような時系列に作成された書面と、箇条書きでポイントを押さえた弁護人の書類があったからです。これによって、反対尋問で大体聞かれることは予測できて、その重要どころだけ丸していくような形を取れました。こうした書類がなかったら、何を聞いているのかなと思うかもしれませんが。なので、これはやはり事件にもよるかも分からないし、書類の出し方にも左右されるかなと思います。あとは、法廷に入る前の、次の時間は何があるというミーティングを通して次にどういう話が出てくるか想像できます。

**川西検察官**：ちょうど書証の取調べの話が先ほどあったのでお聞きしたいんですが、実際に供述調書、すなわち検察官がいろんな人や被告人から聞き取った内容をまとめた書類というものの朗読をお聞きになった方がいらっしゃると思います。そうした朗読が長過ぎるとか、例えば写真などを適宜入れてくれれば分かりやすいのに、文字ばかりだから分かりにくいという印象はなかったですか。お聞きになっていて、迷子になった、すなわち

今どこの話をしてるんだっけというのが分からなくなってしまわれたとかはなかったですか。

**司会者**：供述調書というのは多分、証拠として採用されたものを最初から最後まで検察官が朗読するという形で調べたと思うんですけども、今の御質問は、それが長過ぎたり、あるいは同じことが繰り返し出てきてというようなマイナスイメージを持たれたということはないかという質問なんですけど、特にないでしょうか。特に思い当たらない。

そしたら、1時間ちょっと過ぎたので、10分程度、ここで休憩をさせていただきます。7時半から再開したいと思います。

## (2) 評議について

**司会者**：それでは、証拠調べの関係は一応伺ったということにして、評議の印象はどうだったでしょうか。司会の仕方、十分御意見を述べられたかどうか、あるいは裁判員同士でも何か議論になったというようなことはございましたか。

**裁判員経験者4**：私の場合、評議の場で、裁判員どうしで、「君のその発言はおかしいじゃないか」ということもありました。やはり、年配者と若い人との意見相違があったように思います。そこで、裁判長がすぐに中に入り、このように話を持っていったらどうですかと、話を進めてくれました。被告人の病状や生い立ちについての見方も関係していて、かえって被告人は被害者じゃないかという見方もできたのですが、年配二人の裁判員は割と意見が合っていたように思います。

**司会者**：年代の違う人が違う意見を述べるということは、やっぱり意味があると。

**裁判員経験者4**：と思います。

**裁判員経験者2**：私が経験した分では、裁判長が非常に皆さんのそれぞれの意見を上手に引き出してくださって、それぞれの人が十分意見を出してる

なという感じがしました。私が、どうしてこのような事件はこの罪状で上がってるんですか、もしかしてこっちじゃないんですかといったことも聞いたんですけど、そういったことも非常に分かりやすく説明してくださったので、助かりました。

**司会者**：何か裁判官に対して、評議の過程でもうちょっとこういうふうにしておいてもらったほうがよかったという注文は何かありませんか。

**裁判員経験者 5**：注文というのは別にはないんですけど、評議で裁判長が5番さんとか6番さんとか順番に聞いていって、その後、また皆さんで話し合っていたのですが、そこで感じたのは、補充裁判員さんが後ろで、何か黙って聞いておられるんですね。せっかくこられてるし、ある程度の年齢の方もいらして、それなりの意見を持っておられるんですから、私はその人の意見も聞きたいなと思いました。

**司会者**：最終評決に加わっていただくことはできないんですけれども、そのどこかの段階までは意見を述べられてるのではないですか。

**裁判員経験者 5**：やはり補充裁判員ということで遠慮をされてるっていうような印象を受けましたね。私も、聞かせてほしいっていうようにお話ししたこともあるんですけど。せっかくこられてるんだから、皆さんで話し合ったらいんじゃないかなと思ってました。

**司会者**：評決が出た後で補充裁判員に意見を聞いたりしてはしてなかったですか。

**裁判員経験者 2**：私の裁判では、補充裁判員の方の意見もちゃんと裁判長さんが聞いて確認して、みんなにそれが伝わるようにされてました。非常に上手になさってました。

**裁判員経験者 7**：私の場合は、補充裁判員の方が一番御高齢の方で、見識もあって、その方の意見が非常に参考になりました。うちの場合はやっぱり裁判官同士が結構議論されてました。それも参考になりました。実刑か執行猶予を付けるかが争点だったのですが、その人の一生に関わることだな、どうしたもんだらうということで、補充裁判員さんや若い人の意見を含め

て、頭の芯が重たくなるぐらいかなり議論しました。

**司会者**：裁判官同士がしゃべっていて、何か裁判員を置き去りにしてるとか、そういうことはなかったですか。

**裁判員経験者 7**：それはなかったです。

#### 4 これから裁判員になれる方へのメッセージやアドバイス

**司会者**：ここからは、皆様方の後にまた新しく選ばれて裁判員になる方へのメッセージをお一人ずついただきたいと思います。これまでで言い忘れたことを付け加えてくださるのでも結構ですが。

**裁判員経験者 1**：少し話が戻るのですが、私の裁判では、弁護士が違法な取り調べがあったと主張して、警察か検察かに何か申入れの書面を提出されていました。それに対して、警察か検察側からの具体的な説明が一切なかったのですが、過去の新聞とかでも違法な取調べから刑の間違いが生じたりもしているようなので、ちゃんと説明をしてほしかったと思います。

それと、評議の中では、感情的なものを入れないということで、常に後ろに「証拠に基づいて判断をしていく」と書かれた書面が置いてあるんですけども、必ずみんな、これを見て、あくまでも双方の証拠に基づいて議論しようと、共通の認識でやっていこうとしていました。そうした中で、証言を振り返る上では、証人尋問や被告人質問を録画録音して、字幕が出るビデオシステムは非常に参考になって、一番大きなことだったと思います。中には、漢字の変換がおかしいこともあるのですが、99%ぐらいはそのとおりでした。

例えば、あることに対して、あの方とこの方との証言がどうやったというのが、そこから引っ張り出せるわけですね。もう一度聞き直すと、やっぱりおかしいねということが確認できたりしました。だから、今後も裁判員裁判ではあの装置をどんどん活用されたらいいかなと思います。

**裁判員経験者 2**：私の場合、実は、裁判が済んだ直後に1階で、先ほどの裁

判の弁護士と被告の御両親，3人そろっておられるのにぼったり出会って、そのときに弁護士が御両親に向かって、先ほどの裁判の内容が非常に不本意であったということをおっしゃっていたのが聞こえてしまったんです。それが非常に後々、尾を引いています。ただ、これから裁判員になる方もいろいろと悩むかもしれないんですけども、自分はもうそのときの精一杯のことをやったんだから、もうあれでよしと考えるしか方法がないだろうと、次にやる方にお伝えしたいです。

**司会者：**建物の構造の問題もあるんですけど、できるだけそういう接触をしない方向で運用を考えていきたいというふうに思います。

**裁判員経験者3：**私がこれから裁判員になる方々に是非伝えたいことは、飽くまでも裁判というのは証拠と証言にのっかって進められるということをや頭からたたきこんで審理を進めることです。我々は裁判でだされた証言と証拠に基づいて判断をするわけですから、情報は多ければ多いほどよく、多過ぎて困るということはありません。先ほど、これ以上話すと不利になるところで証言を遮ることが話題になりましたが、有利不利という利害を超えた、全ての、できる限りの証言、証拠が出そろって、その上で我々裁判員が裁判することが本当のいい裁判であると思いました。ですので、これからは、弁護士の方も検察の方も、有利不利という立場を超えて、自分が社会に対して直面している仕事をしているという自覚をしてもらって、法廷の中でいろいろ質問をしてほしいと思いました。

**裁判員経験者4：**今後、裁判員になられる方へは、この裁判員裁判というのは、やはり本当に自分の意見が積極的に発言できる場所ではないかと思っています。結果的には社会をよくしていく一つの行為であると思っていますので、是非、積極的に参加していただきたいと思っています。

**裁判員経験者5：**私は、これから裁判員として続いていく方にお勧めしますね。経験しなさい。というのは、評議の場とかそういう場で、やはり人間の生き方も教えられると思うんです。これから参加することによって、裁

判とか司法とかが進んでいくのではないかと思います。また、裁判員制度がこれからどういうふうに進んでいくのかも、今回意見交換会に出席するということで考えさせられました。

**裁判員経験者 6**：今まで裁判にも関わったこともないし、裁判所にも来たことがなくて、裁判所からの手紙が届いた時点で、いろんなニュースを見るようにもなりました。周りの、私と同じような年代の人にも話す機会があったんですけども、裁判員をやりたいっていう人と全くやりたくないっていう人、両極端に分かれました。でも、身近な人がいつ被害者になるかもしれないし、もしかしたら犯人になってしまうかもしれないということもあるので。是非、身近に裁判、裁判所というのを感じてもらったほうがいいかなと思うので、是非、通知が来たら、やってほしいなと思います。私自身、やってよかったなと思っています。

**裁判員経験者 7**：とにかく、メッセージとしては何も言いません。経験してください。それで自分で感じ取ってください。この制度というのは、自分がやってみて思いますけれども、非常にいいことやなと思います。

**裁判員経験者 8**：私もやらせていただいてよかったと思っています。知り合いとか近所の方にも、裁判員やらせてもらったということを言いますと、みんな、怖い怖い、たぶん断るって言うんですね。怖くはないけど、真剣に考えて悩むもので、日数や事件にもよると思いますが、一度経験してみたとみんなには言ってます。社会の一員として、通知が来たら、よっぽどの理由がない限り、やらせていただくのがいいのではないかと思います。

**司会者**：ありがとうございました。皆さんのところにも、今後また裁判員候補者の通知が行くかも分かりませんので、是非またやっていただければと思います。

**裁判員経験者 8**：それで私、2回来たんですか。

**司会者**：それは別なんです。複数の事件の裁判員候補者を同時並行的に選んでますので、コンピューターが選んでしまうんですね。そういう形で、3

回ぐらい送ってしまった方もいるんですけど。

**裁判員経験者 5**：4年か5年，当たらないというふうに聞いてますけど。

**司会者**：いや，1回やっていただくと，5年間は辞退できるんですけども，選挙管理委員会の方が選んでしまうと，また通知は行くことになりますので。

**裁判員経験者 3**：選考から外れるわけではないんですか。

**司会者**：ええ，外れるわけでは。1回やっていただくと，その1年の名簿からは外れていくんですけども，次の年の新しい名簿は，また別に抽選で選ぶんです。ただし，5年間は辞退していただけるという形になっております。

**裁判員経験者 5**：年齢はどうなんですか。

**司会者**：70歳に達しておられれば辞退できますが，80歳でもやっていただいている方がおられますので，辞退されなければ参加していただけます。

本日は，本当にお忙しい中お集まりいただきまして，ありがとうございます。今日伺ったことは，我々裁判所，検察庁，弁護士会も含めて法曹三者で，これからの裁判員裁判の運用に生かしていきたいと思えます。先ほどPRのことをお願いしましたが，引き続き裁判員制度に対して御支援を頂けるようよろしくお願いいたします。

以 上